

## 改正

平成25年3月29日要綱第39号

平成26年4月28日要綱第124号

平成28年3月31日要綱第50号

平成29年3月31日要綱第45号

平成31年4月17日要綱第70号

令和4年3月31日要綱第47号

調布市介護サービスに係る福祉サービス第三者評価受審費補助金交付要綱

### 第1 目的

この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づくサービス（以下「介護サービス」という。）を提供する事業者（以下「事業者」という。）に対し、介護サービスに係る福祉サービス第三者評価の受審に要する経費を補助することにより、介護サービスに係る福祉サービス第三者評価の普及及び定着を図り、もって利用者本位の福祉の実現及び市民の福祉の向上に資することを目的とする。

### 第2 定義

この要綱において「福祉サービス第三者評価」とは、東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）（平成24年9月7日付け24福保指指第638号）に基づき実施される福祉サービス第三者評価をいう。

### 第3 補助対象事業

調布市介護サービスに係る福祉サービス第三者評価受審費補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業は、別表に定める介護サービス（以下「対象介護サービス」という。）を提供する市内の事業所を対象に、第4に規定する交付対象事業者が福祉サービス第三者評価を受審する事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

- 2 補助対象事業は、福祉サービス第三者評価を受審した年度において、第11に規定する請求が完了するものに限られる。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

### 第4 交付対象事業者

補助金の交付を受けることができる事業者は、対象介護サービスを提供する事業所を市内において設置し、かつ、運営する事業者で、市長が適当と認めるものとする。

## 第4の2 補助対象経費

補助の対象となる経費は、対象介護サービスに係る補助対象事業の実施に要した委託料等で市長が適当と認めるものとする。

## 第5 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内で、認知症対応型共同生活介護に係る補助対象事業の実施に要した第4の2の規定による補助対象経費の額から寄付金その他の収入額を減じて得た額（以下「実支出額」という。）とする。ただし、その額が1の補助対象事業につき60万円を超えるときは、60万円とする。

- 2 前項に規定する対象介護サービスを除く対象介護サービスに係る補助金の額は、当該対象介護サービスに係る補助対象事業の実施に要した第4の2の規定による補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、その額が1の補助対象事業につき30万円を超えるときは、30万円とする。
- 3 前2項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

## 第6 交付申請

補助金の交付を受けようとする事業者は、調布市介護サービスに係る福祉サービス第三者評価受審費補助金交付申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、別に定める期間内に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請の回数は、1事業者当たり、1年度につき1回を限度とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

## 第7 交付又は不交付決定等

市長は、第6の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ補助金の交付の可否及び額を決定し、調布市介護サービスに係る福祉サービス第三者評価受審費補助金交付・不交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による交付の決定に際し、条件を付することができる。

## 第8 変更交付申請等

第7の規定により交付決定を受けた事業者（以下「交付決定者」という。）は、第6の規定により申請した事項を変更しようとするときは、調布市介護サービスに係る福祉サービス第三者評価受審費補助金変更交付申請書（第3号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 第7の規定は、前項の規定による申請に対する決定及び通知並びに当該決定に係る条件について準用する。

## 第9 実績報告

交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに調布市介護サービスに係る福祉サービス第三者評価受審費補助金事業実績報告書（第4号様式）に市長が指定する書類を添えて、市長に報告しなければならない。

## 第10 補助金額の確定

市長は、第9の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、調布市介護サービスに係る福祉サービス第三者評価受審費補助金額確定通知書（第5号様式）により、当該報告をした交付決定者に通知するものとする。

## 第11 請求等

第10の規定による通知を受けた交付決定者（以下「補助事業者」という。）は、市長が別に定める請求書に市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に補助金の支払を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに、補助事業者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

## 第12 補助金の返還等

市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る補助金を既に支出している場合は、期限を定めて当該取消しに係る補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 交付申請に誤りがあったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 補助対象事業を廃止したとき。
- (5) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又は補助金の交付の決定に基づく命令に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

## 第13 準用

この要綱に定めるもののほか補助金について必要な事項は、東京都が年度ごとに定める地域福祉推進区市町村包括補助事業補助要綱の規定の例による。

#### 第14 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

##### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
(調布市福祉サービス第三者評価受審費等補助金交付要綱の廃止)
- 2 調布市福祉サービス第三者評価受審費等補助金交付要綱(平成17年要綱第46号)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の日以後における平成23年度以前の調布市福祉サービス第三者評価受審費等補助金に係る調査及び交付決定等の取消しについては、なお従前の例による。

##### 附 則 (平成25年3月29日要綱第39号)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市介護サービスに係る福祉サービス第三者評価受審費等補助金交付要綱の規定は、平成25年度以後の補助金に係るものについて適用し、同年度前の補助金に係るものについては、なお従前の例による。

##### 附 則 (平成26年4月28日要綱第124号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月30日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の調布市介護サービスに係る福祉サービス第三者評価受審費補助金交付要綱の規定は、平成26年度以後の補助金に係るものについて適用し、同年度前の補助金に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正前の調布市介護サービスに係る福祉サービス第三者評価受審費等補助金交付要綱の様式は、その残品の存する間、所要の改正を加え、なお使用することができる。

##### 附 則 (平成28年3月31日要綱第50号)

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の調布市介護サービスに係る福祉サービス第三者評価受審費補助金交付要綱の規定は、平成28年度以後の補助金に係るものについて適用し、同年度前の補助金に係るも

のについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成29年 3 月31日要綱第45号）

- 1 この改正は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の調布市介護サービスに係る福祉サービス第三者評価受審費補助金交付要綱の規定は、平成29年度以後の補助金に係るものについて適用し、同年度前の補助金に係るものについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成31年 4 月17日要綱第70号）

- 1 この改正は、平成31年 4 月17日から施行する。
- 2 改正後の調布市介護サービスに係る福祉サービス第三者評価受審費補助金交付要綱の規定は、平成31年度以後の補助金に係るものについて適用し、同年度前の補助金に係るものについては、なお従前の例による。

**別表**（第3 関係）

対象介護サービス一覧

サービス種別
訪問介護
訪問入浴介護
訪問看護
通所介護（デイサービス）
短期入所生活介護（ショートステイ）
特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム及びケアハウス）
福祉用具貸与
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）
認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）
看護小規模多機能型居宅介護
地域密着型通所介護
居宅介護支援
介護老人保健施設

第 1 号様式 (第 6 関係)

第 2 号様式 (第 7 関係)

第 3 号様式 (第 8 関係)

第 4 号様式 (第 9 関係)

第 5 号様式 (第 10 関係)